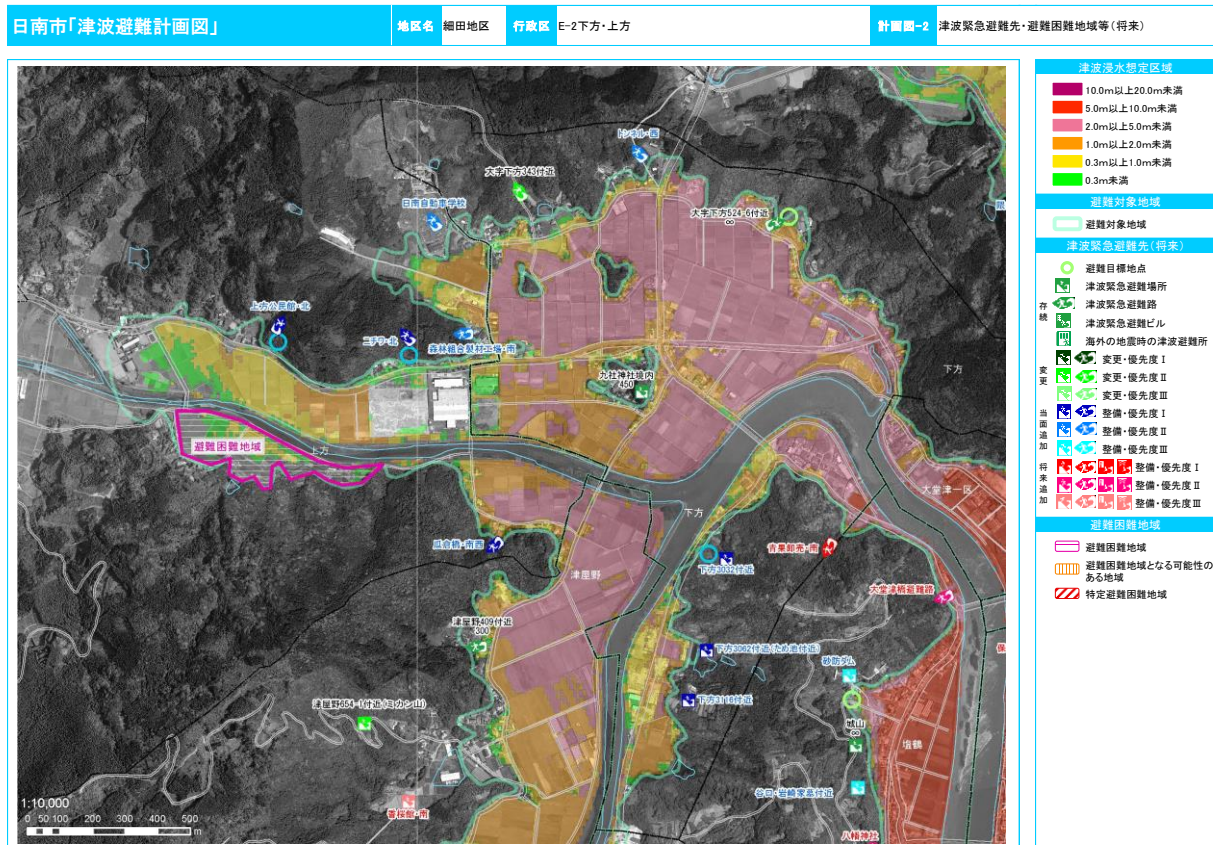
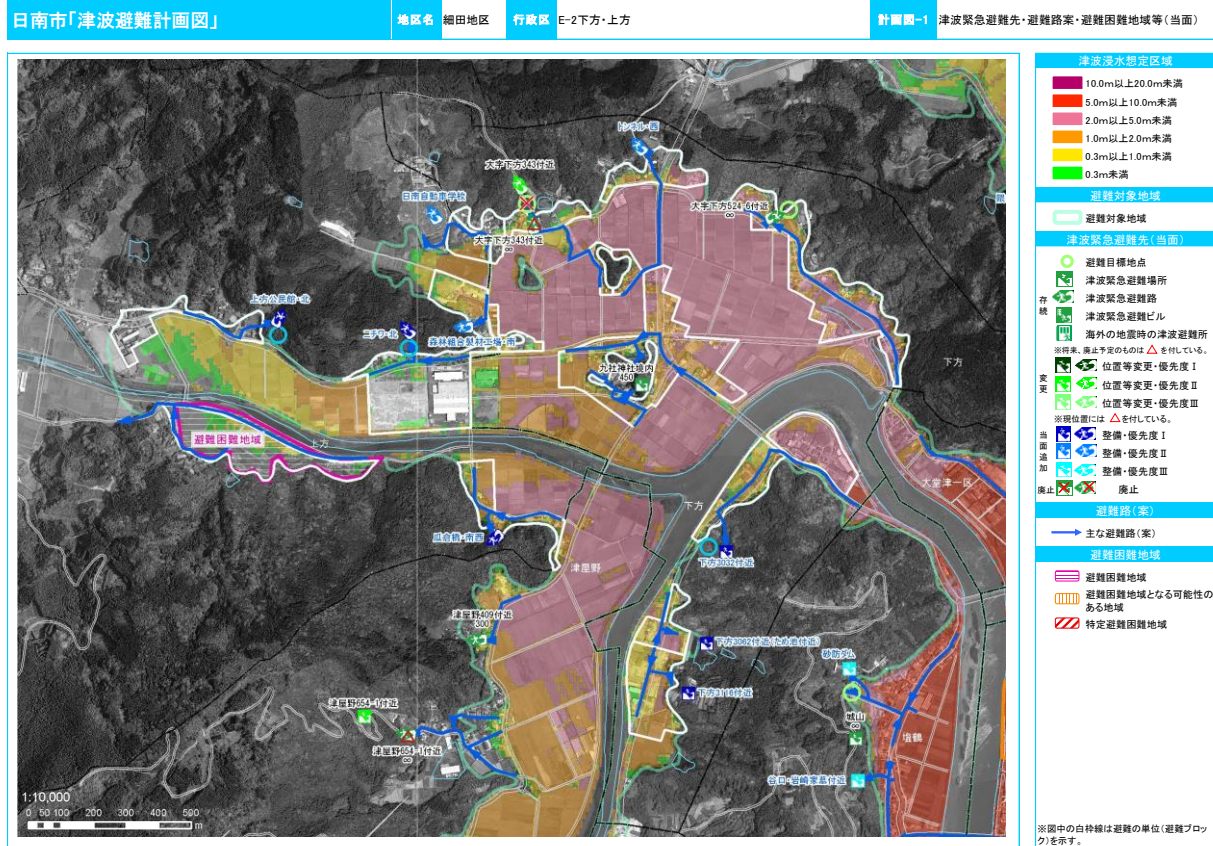
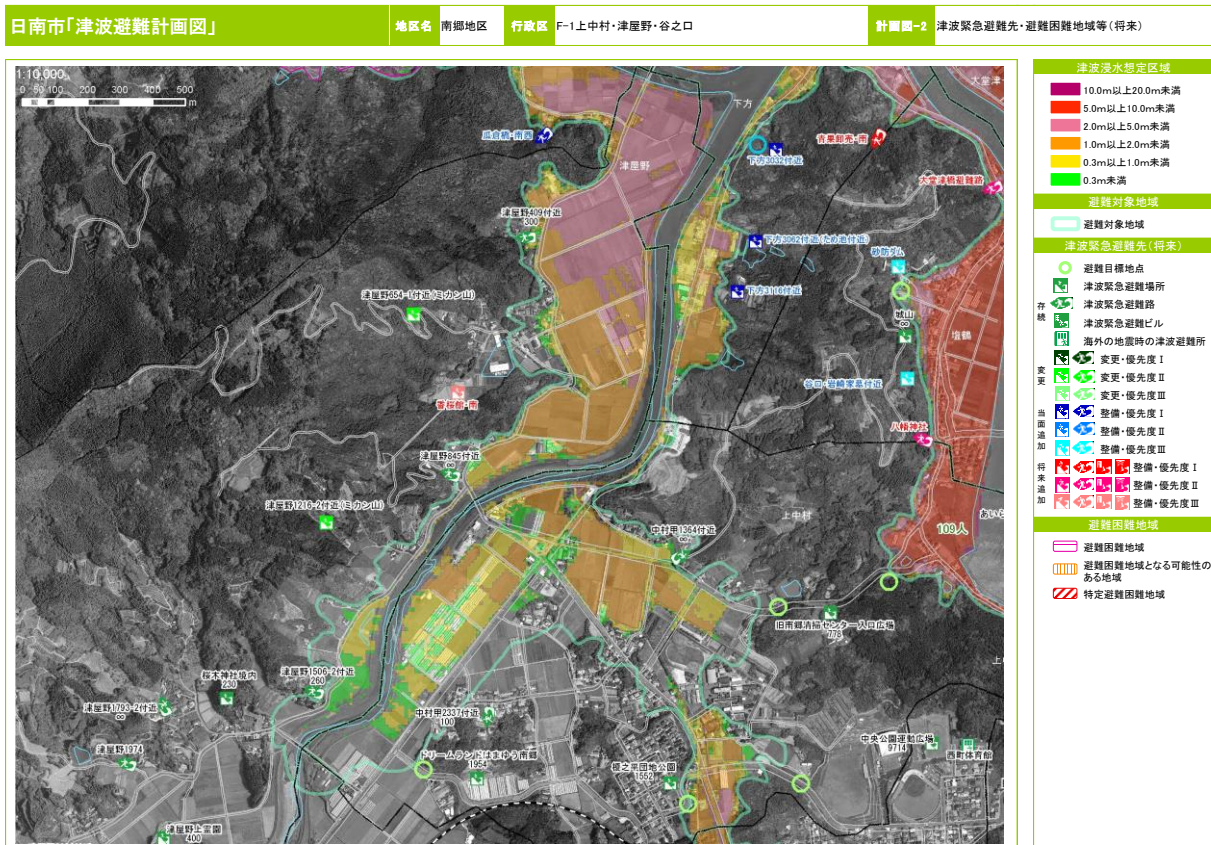
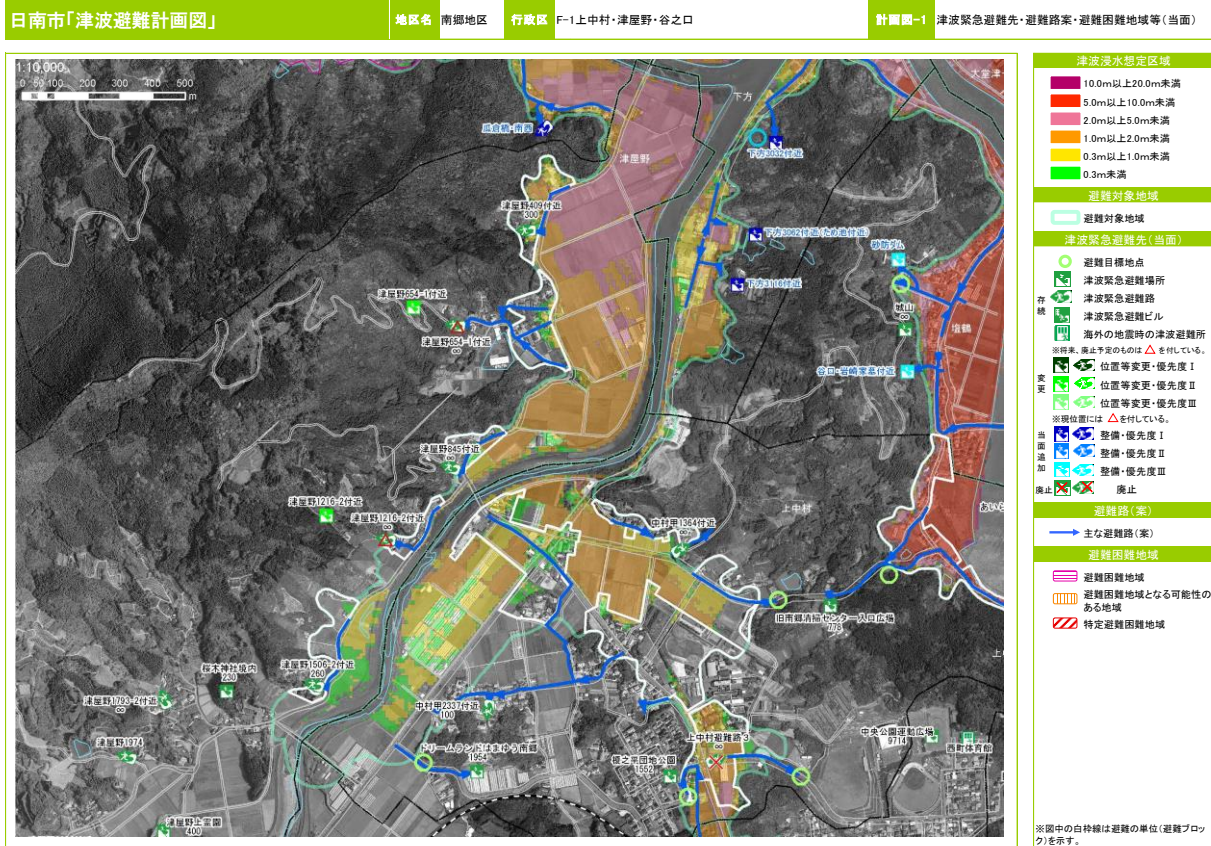


E-2 下方・上方



F-1 上中村・津屋野・谷之口



F-2 目井津

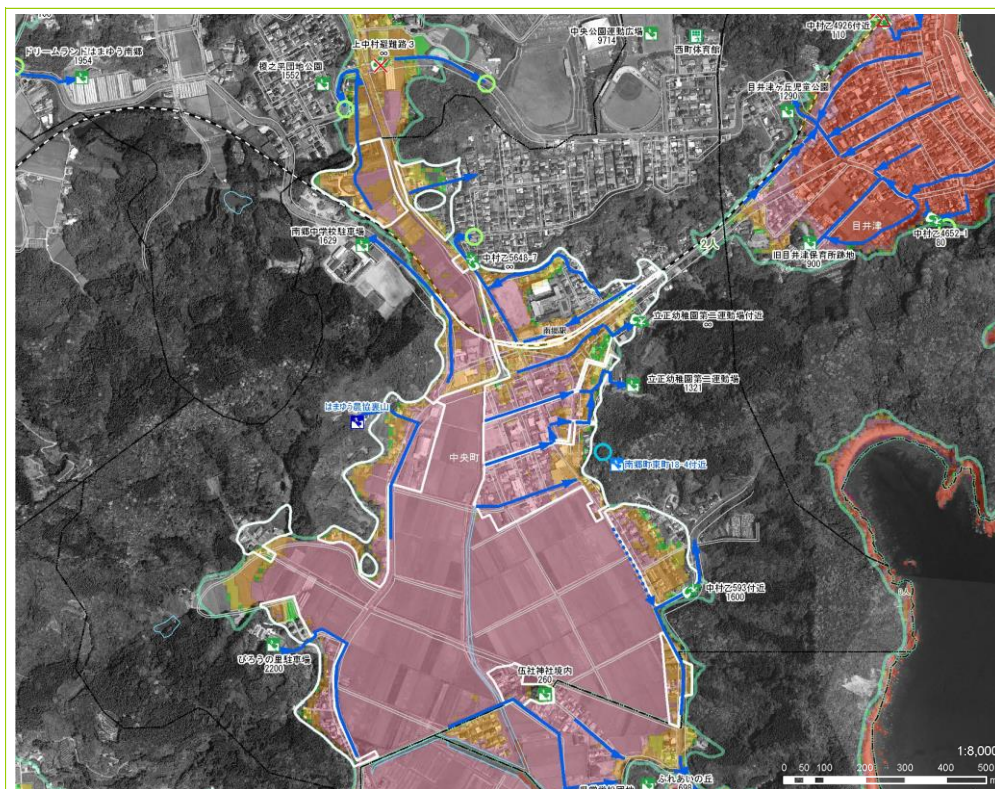


F-3 中央町

日南市「津波避難計画図」

地区名 南郷地区 行政区 F-3中央町

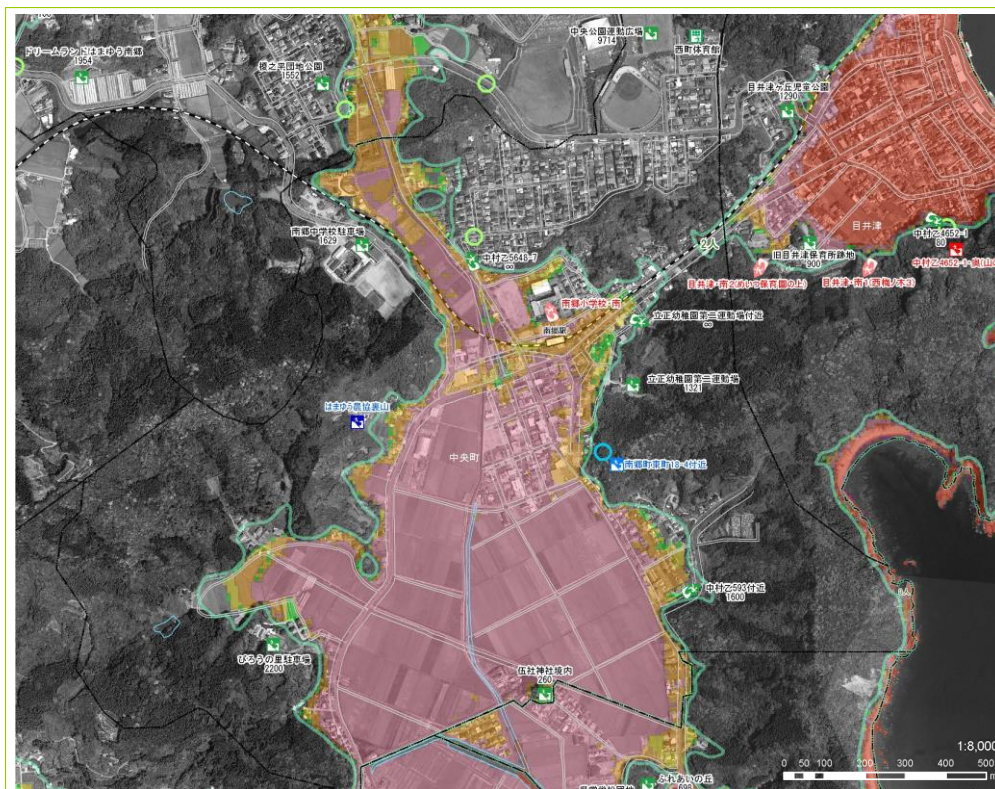
計画図-1 津波緊急避難先・避難路案・避難困難地域等(当面)



日南市「津波避難計画図」

地区名 南郷地区 行政区 F-3中央町

計画図-2 津波緊急避難先・避難困難地域等(将来)

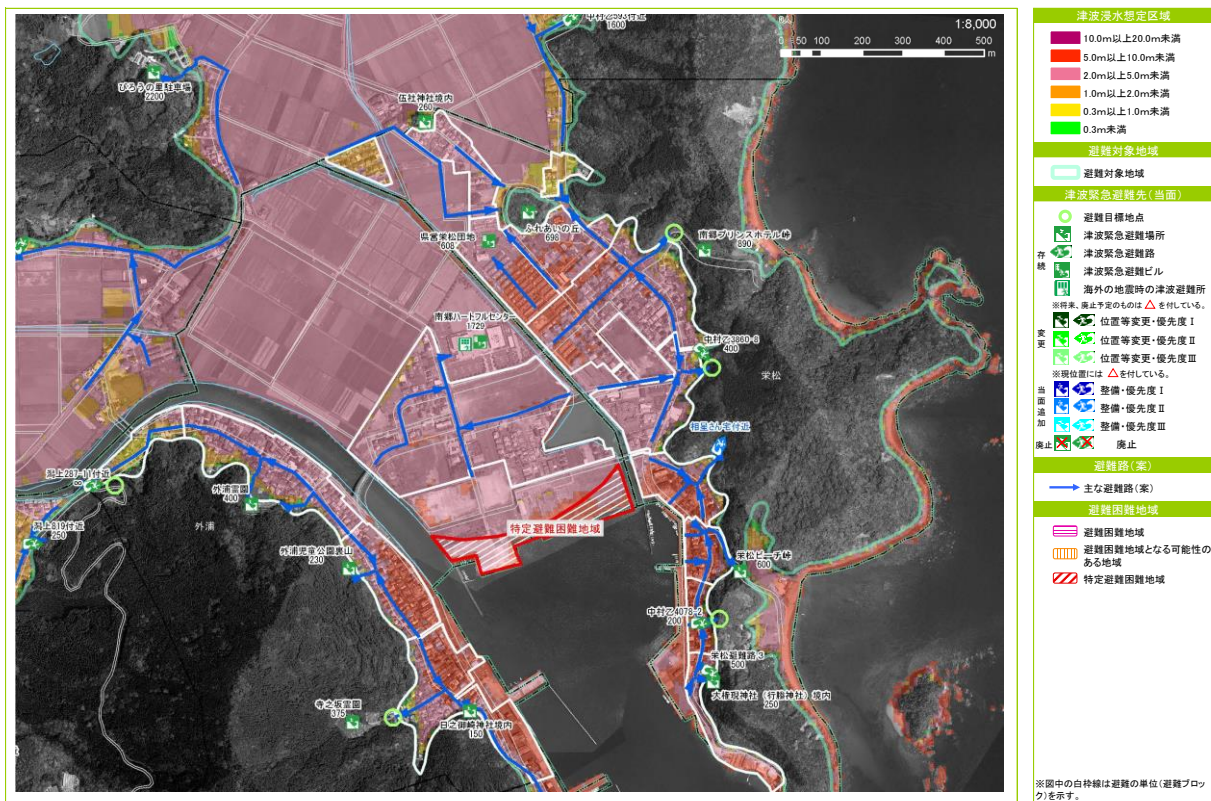


F-4 栄松・外浦

日南市「津波避難計画図」

地区名 南郷地区 行政区 F-4栄松・外浦

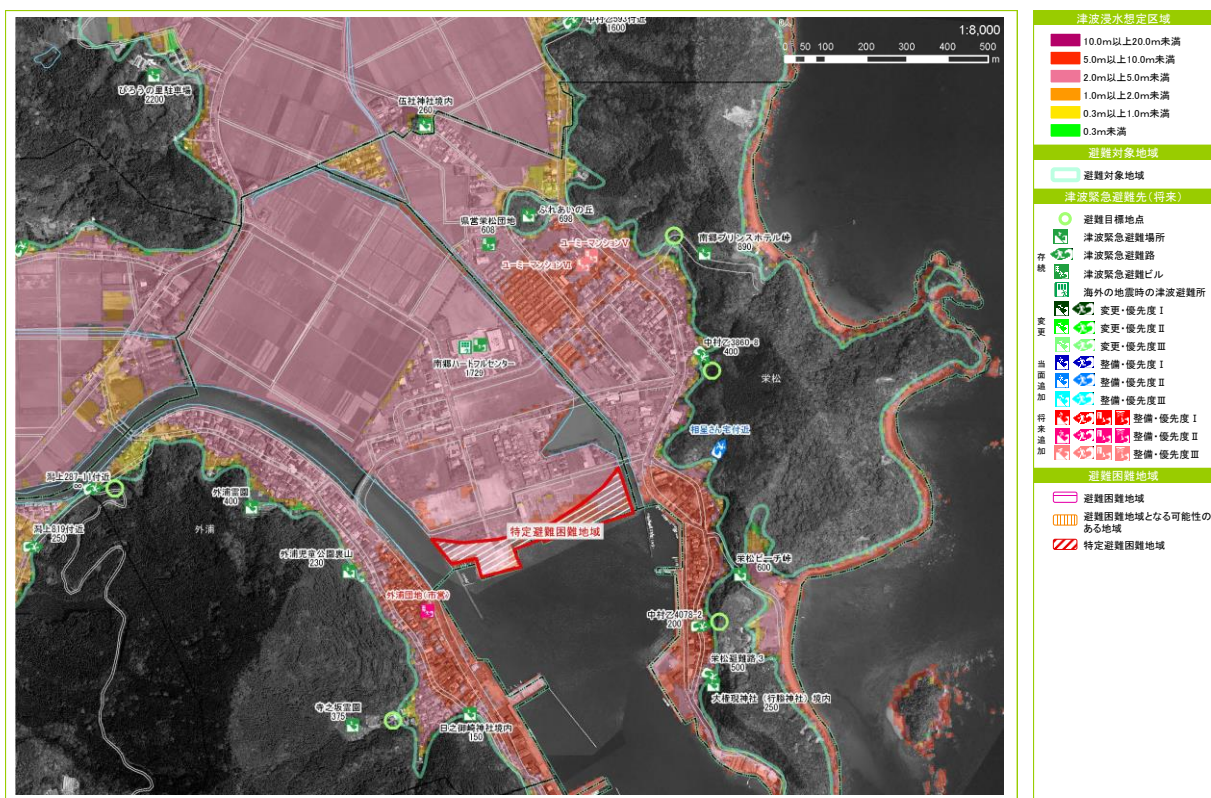
計画図-1 津波緊急避難先・避難路案・避難困難地域等(当面)



日南市「津波避難計画図」

地区名 南郷地区 行政区 F-4栄松・外浦

計画図-2 津波緊急避難先・避難困難地域等(将来)

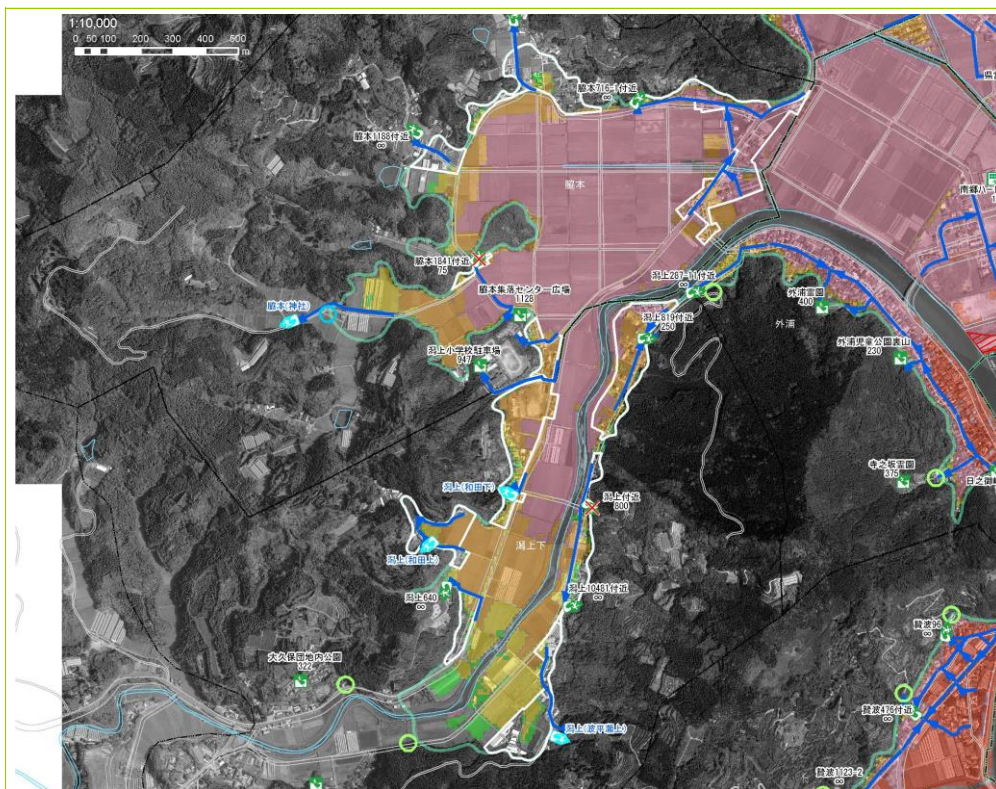


F-5 脇本・潟上下

日南市「津波避難計画図」

地区名 南郷地区 行政区 F-5脇本・潟上下

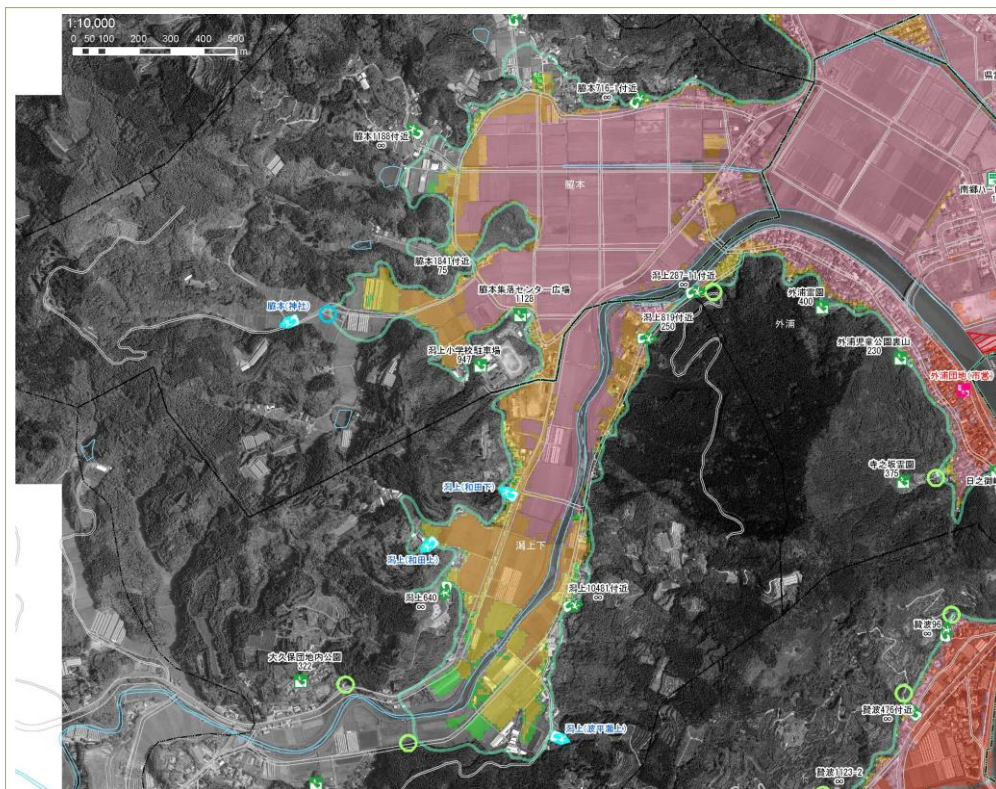
計画図-1 津波緊急避難先・避難路案・避難困難地域等(当面)



日南市「津波避難計画図」

地区名 南郷地区 行政区 F-5脇本・潟上下

計画図-2 津波緊急避難先・避難困難地域等(将来)



F-6 賛波



第3章 職員等の初動体制

3. 1 職員の初動体制

地震が発生し津波のおそれがある場合、または津波注意報や津波警報が発表された場合は、速やかに防災体制及び配備体制を確立します。

■表 3.1 津波災害時の防災体制及び配備体制

防災体制	配備体制	配備基準	配備要員	その他
情報連絡本部	予備配備	☐ 宮崎県沿岸部に津波注意報が発令されたとき	☐ 情報連絡本部に指名された者（15 名程度）	☐ 災害警戒本部要員に指名されたものは待機体制
災害警戒本部	警戒配備	☐ 宮崎県沿岸部に津波警報が発令されたとき	☐ 災害警戒本部要員に指名された職員（50 名程度）	☐ その他の職員は待機体制
災害対策本部	非常配備	☐ 宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき	☐ 災害対策本部非常配備要員に指名された職員（100 名程度） ☐ 係長級以上の職員	☐ その他の職員は必要に応じて配備につける体制
	特別非常配備	☐ 宮崎県沿岸部に大津波警報が発令されたとき	☐ 全職員	

3. 2 職員の参集

（1）勤務時間内における参集

防災担当者は、勤務時間内において防災体制がとられた場合、庁内放送及び内線電話を用いて当該配備要員に対して配備につくよう伝達します。

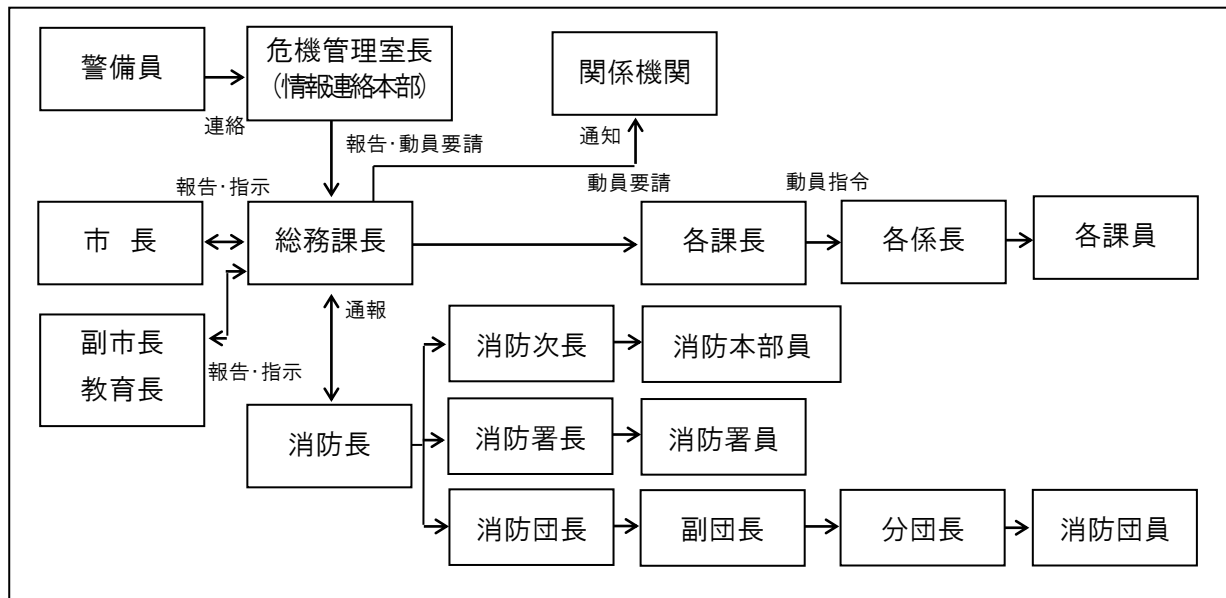
参集場所は、原則、各所属室とし、防災担当者に指定された職員は指定された場所とします。

（2）勤務時間外における参集

防災担当者は、勤務時間外または休日等において防災体制がとられた場合、「非常時における動員伝達系統」に示す伝達経路で職員に対して参集を指示します。参集の指示・連絡は、原則として有線電話としますが、有線電話途絶時は無線や携帯電話・メールを使用します。

ただし、配備要員に指定された職員は、津波注意報・警報等が発令された場合、あるいは強い地震を観測した場合、連絡の有無に関わらず自主的に参集します。

なお、すべての職員は連絡がとれるよう自宅待機し、待機できない場合は防災担当者に所在を連絡するものとします。



■図 3.1 非常時における動員伝達系統

（３）参集上の留意事項

職員は、あらかじめ定められた津波災害時における防災体制・配備体制、自己の任務を十分に認識し、災害発生のおそれがある場合や災害の発生を察知したときは配備命令を待つことなく自主的に速やかに参集し、防災活動に従事します。

ただし、津波浸水想定区域内にいる職員は、強い地震もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じ避難が必要であると認められる場合、避難の呼びかけ、率先避難により住民の避難行動を支援するとともに、自身の安全を確保したうえで参集します。

なお、職員は、参集途中の被害状況をできるだけ把握するものとし、参集後に所属長に報告します。

3. 3 防災事務に従事する者の安全の確保等

防災事務に従事する者は、自らの命を守ることが最も基本であり、これは避難誘導等を行う前提です。したがって、浸水想定区域内において職員、消防団員、民生委員等が避難広報や避難誘導等の防災事務に従事する場合は、津波到達予想時間、出動時間、退避時間等を考慮した退避ルールに基づき活動するものとします。

市では、今後、地域における相互理解を深めるとともに、災害時要援護者の支援のあり方などを十分に検討したうえで、ルールづくりを進めていきます。

第4章 津波情報の収集・伝達

4. 1 津波情報の収集

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に「大津波警報、津波警報、津波注意報」を発表するとともに、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを「津波情報」として発表します。また、津波による被害のおそれがない場合で、若干の海面変動が予想されるとき等は「津波予報」が発表されます。

市（総務班）は、市域において震度4以上の地震が発生し、または宮崎県沿岸部に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合、テレビ、ラジオ、ホームページ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から津波情報等を収集します。

■表 4.1 大津波警報等の発表基準と津波高さの予想の区分

分類	発表基準 (予想高さ)	発表される津波 の高さ		解説文
		数値的 表 現	定性的 表 現	
大津波警報	10m～ 5 m～10m 3 m～5 m	10m超 10m 5 m	巨大	①大きな津波が襲い、甚大な被害が発生します。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い	①津波による被害が発生します。 (以下、大津波警報の②、③と同様)
津波注意報	0.2m～1 m	1 m	なし	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海からあがって、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないようにしてください。

■表 4.2 津波情報の種類

種類	内容
津波到達時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合いで観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さを津波予報区単位で発表

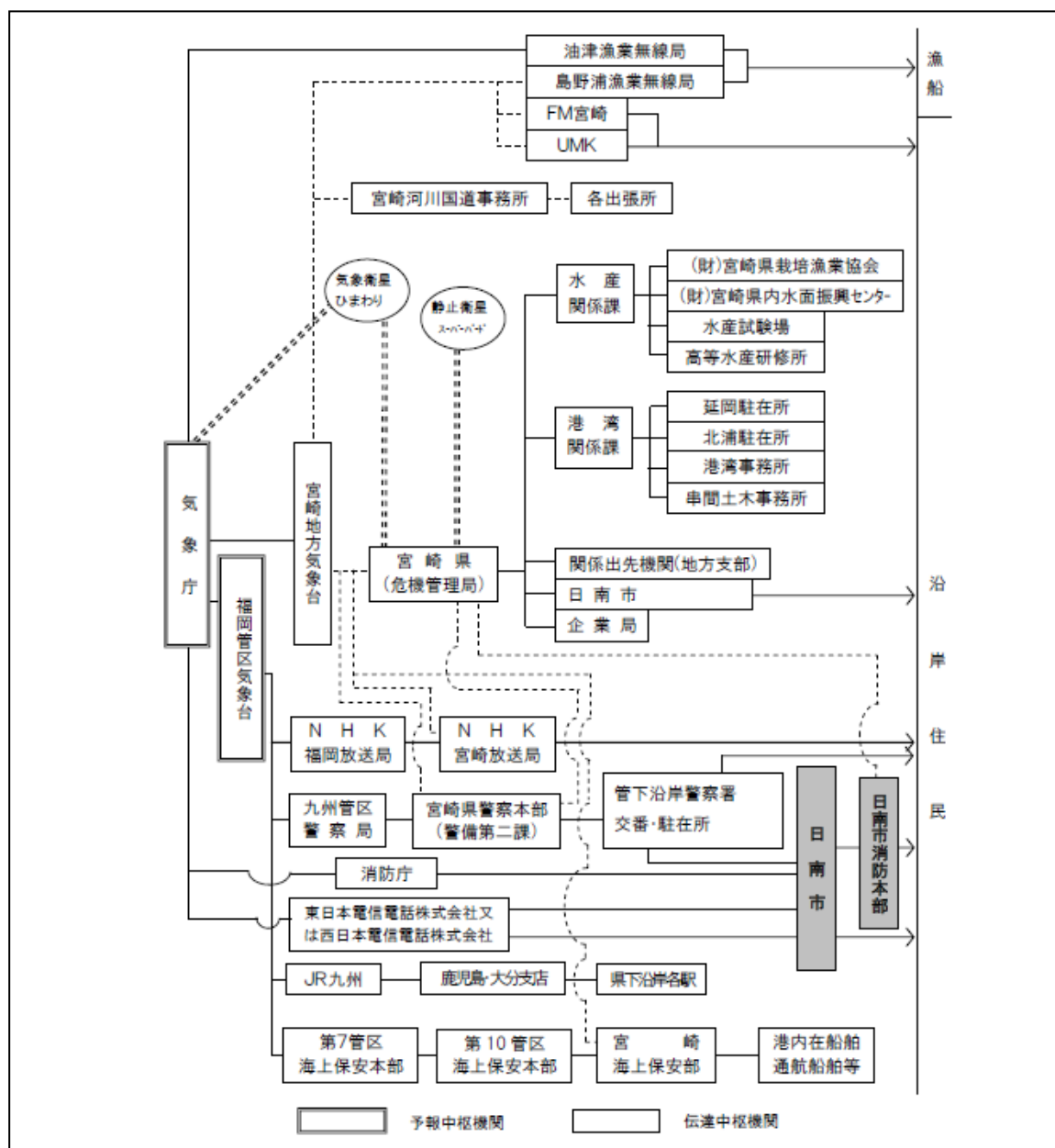
注）津波予報区：宮崎県の場合は全域が一つの予報区であり、名称は「宮崎県」である。

■表 4.3 津波予報

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところで 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波警報・注意報の解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

4. 2 津波情報の伝達・周知

市（総務班、広報班）は、気象庁から津波注意報、津波警報、大津波警報の通知を受けた場合には、防災行政無線、サイレン、広報車など多様な手段を用いて速やかに住民に伝達します。また、災害対策を円滑に実施するため、各部各班及び関係機関へ迅速に連絡します。



■図 4.1 大津波警報・津波警報・津波注意報の情報伝達組織

■表 4.4 津波に関する伝達内容と伝達手段

種類	伝達内容	伝達手段
大津波警報（特別警報） 津波警報	☐ 津波の到達予想時刻 ☐ 予想される津波の高さ ☐ 直ちに高台等の津波緊急避難先に避難すること ☐ 現状で把握している危険情報（津波の到達状況（到達地点、その高さ））	☐ テレビ（ケーブルテレビ）、ラジオ等 ☐ 同報系防災行政無線、防災ラジオ ☐ 広報車、消防車等 ☐ 市防災気象メールにちなんを活用した災害情報のメール配信
津波注意報	☐ 津波の到達予想時刻 ☐ 予想される津波の高さ ☐ 現状で把握している危険情報（津波の到達状況（到達地点、その高さ））	☐ 市ホームページ ☐ 臨時広報の配布、津波緊急避難先、避難所への掲示 ☐ 行政区、自主防災組織

4. 3 被害情報の収集

市（総務班、地域対策班）は、地震・津波が発生し、または発生するおそれがある場合には、直ちに災害状況に応じた的確な応急対策を実施するため、あらゆる情報媒体を活用して被害情報を収集します。また、情報を入手した各班は、総務班に速やかに報告します。

■表 4.5 被害状況調査

項目	内容
参集途上の情報	☐ 職員が庁舎等に参集する途中で収集できる情報を活用する。
関係機関との連携	☐ 被害状況調査は、関係機関、消防団、自治会等の協力のもとで実施する。特に初期の状況は、自治会等を通じて直ちに市本部に通報されるよう体制を整えておく。 ☐ 被災状況の把握、被害状況調査については、警察、県及び他の関係機関との密接な連絡を講じるものとする。
県本部への応援要請	☐ 被害が甚大なため、市本部において被災状況等の把握及び被害状況調査が不可能なとき、あるいは被害状況調査に専門的な技術を必要とするときは、県本部に応援を求めて実施する。
とりまとめ	☐ 最終的には、おおむね「被害状況即報」に準じた総括表にまとめておくものとする。

第5章 避難勧告・指示の発令

5. 1 発令・解除基準

(1) 発令基準

住民の安全かつ迅速な避難を促すため、避難勧告・指示の発令基準を以下のとおり定めます。

■表 5.1 避難勧告・指示等の発令基準

区分	発令基準	対象地域	発令内容例
避難勧告	☐ 津波注意報が発表され、事前に避難を要すると判断されるとき ☐ 強い地震(震度 4 程度以上)、または長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難を要すると判断されるとき ☐ 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき	☐ 海の中や海岸、漁港・港湾付近	☐ 日南市役所よりお知らせします。津波注意報が発表されました。海の中や海岸付近にいる人は、直ちに海岸から離れて、徒歩で津波緊急避難場所など標高の高い所へ避難してください。
避難指示	☐ 津波警報が発表されたとき ☐ 法令（気象業務法施行令第 10 条）の規定により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合に、市長が自ら津波警報を発表したとき	☐ 避難対象地域（沿岸部の行政区）	☐ 日南市役所よりお知らせします。津波警報が発表されました。避難対象地域にいる人は、直ちに緊急避難場所や避難ビルなど標高の高い所へ避難してください。
	☐ 大津波警報が発表されたとき ☐ 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき ☐ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められたとき ☐ 法令（気象業務法施行令第 10 条）の規定により、災害により津波に関する気象庁の警報事項を適時に受けることができなくなった場合に、市長が自ら大津波警報を発表したとき	☐ 避難対象地域（全行政区）	☐ 日南市役所よりお知らせします。大津波警報が発表されました。避難対象地域にいる人は、直ちに緊急避難場所や避難ビルなど標高の高い所へ（走って）避難してください。 ☐ 状況によっては、命令調で、「逃げろ、高台に逃げろ」と連呼する。

■表 5.2 避難勧告と避難指示の区分

項目	内容
避難勧告	災害を知覚し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待し、避難のための立ち退きを勧め、または促す行為をいう。
避難指示	災害の危険が目の前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

(2) 解除基準

避難勧告・指示の解除の基準を以下のとおり定めます。

- ①大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合
- ②法令の規定により市長が発令した大津波警報、津波警報を解除した場合

(3) 発令・解除の手順

避難勧告、避難指示の発令および解除は、市長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行います。市長が不在または市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長、総務課長の順位でこれを代行します。

なお、特別な場合、避難勧告、避難指示は、警察官、海上保安官、自衛官等が実施し、市長に通知します。

5. 2 伝達方法

避難勧告・指示は、本計画の「第4章 津波情報の収集・伝達」に定める方法により住民等へ伝達し、周知徹底を図ります。

第6章 平常時の津波防災教育・訓練

6. 1 市職員、住民、学校における啓発・教育

市は、南海トラフの巨大地震に関する知識や行動を身に付け、津波が発生した場合に自主的な避難、防災対策等が講じられるよう、市職員、住民、学校を対象とした啓発、教育、訓練に取り組みます。

(1) 市職員に対する啓発・教育

市は、防災関係職員を対象に、地震が発生した場合における地震・津波災害に対する応急対策を円滑に実施するために必要な防災教育を推進します。

■表 6.1 市職員に対する教育・啓発

項目	内容
内容	☐ 地震・津波に関する一般的知識 ☐ 南海トラフの巨大地震に伴う地震動及び津波に関する知識 ☐ 地震が発生した場合にとるべき行動 ☐ 市職員として果たすべき役割 ☐ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 ☐ 今後、地震対策として取り組むべき課題 ☐ 家庭内での地震防災対策 等
方法	☐ 県や国が実施する研修等への参加 ☐ 見学、現地調査等の実施 ☐ 訓練による実践的研修

(2) 住民に対する啓発・教育

市は、自分の身は自分で守るという防災意識を高めるため、行政区等と連携、協力し、住民に対する防災教育を推進します。

また、地震・津波から地域の安全を守るための組織として自主防災組織の育成・強化を推進するとともに、自主防災組織、消防団、ボランティア、事業等の防災担当者から、津波対策をはじめとする防災リーダーとなる人材を育成します。

■表 6.2 住民に対する教育・啓発

項目	内容
内容	☐ 地震・津波に関する一般的知識 ☐ 南海トラフの巨大地震に伴う地震動及び津波に関する知識 ☐ 地震発生時の出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛、防災上とるべき行動に関する措置 ☐ 正確な情報の入手方法 ☐ 防災関係機関が実施する災害応急対策 ☐ 津波浸水想定区域、土砂災害（特別）警戒区域、土砂災害危険箇所に関する知識 ☐ 避難対象地域、津波緊急避難先、避難路等に関する知識 ☐ 避難所生活に関する知識 ☐ 家庭内の地震防災対策（備蓄、家具固定、出火防止、ブロック塀の転倒防止）等

■表 6.3 個人・家庭、隣近所、自主防災組織における役割分担例

項目	平 常 時	警 戒 ・ 発 災 時
個人 家庭	○各個人の日常生活圏の危険性の認識 ○緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の理解の促進 ○家屋や塀の耐震強化措置 ○家具の転倒落下防止措置 ○出火防止体制の整備 ・耐震消火装置付器具の使用と作動状況の点検 ・安全な火気使用環境の確保 ○初期消火体制の整備 ・初期消火器具の確保と使用訓練 ○家具の転倒落下防止措置 ○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材の保管 ○必要な物資の備蓄	○津波からの避難の呼びかけ ○緊急地震速報や津波警報・注意報等の防災情報の自主的収集 ○出火防止 ○初期消火 ○家族の安否確認（電話は使用しない。）及び保護
隣近所	○高齢者等災害時要援護者の安全対策の話し合い ○近所の災害環境の共同監視 ○救出用資機材の共同管理	○津波からの避難の呼びかけ ○隣近所の生き埋め者の救出活動、負傷者搬送 ○隣近所の出火防止措置 ・隣近所の家庭にガス元栓閉栓よびかけ ・高齢者世帯等の出火防止措置 ○初期消火活動への従事 ○近所の災害時要援護者の安否確認 ○災害時要援護者の救出・避難誘導
自主 防災組織	○家庭、隣近所への防災対策の呼掛けと推進（特に、出火防止措置と家具等の転倒落下防止措置の推進） ○危険箇所の点検・除去 ○避難場所・ルートの確認と安全性のチェック ○救出用資機材（防災資機材）の管理 ○防災知識の普及 ○各種防災訓練の実施及び参加	○救出活動の喚起（救出協力者を募る） ○出火防止措置の喚起 ○初期消火活動の応援 ○近所の災害時要援護者の安否確認の喚起 ○災害時要援護者の救出・避難誘導・搬送 ○避難所の開設・管理運営 ○給食・給水 ○救助物資の分配に関する協力

（３）学校における啓発・教育

市は、学校に通学している児童・生徒を対象に、学校教育において津波の危険性や避難方法に関する学習機会を設定し、必要な防災教育を推進します。

6. 2 津波避難訓練の実施・内容

(1) 訓練の目的、体制

市は、津波避難計画の検証、行政区や自主防災組織、関係団体・機関との連携体制の強化などを目的として、「防災の日」等を活用して津波避難訓練を実施します。

津波避難訓練は、住民や自主防災組織、消防団はもとより、社会福祉施設、学校、医療施設、漁業関係者、沿岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア等の参加を得て、地域一体となった実施体制を確立します。

(2) 訓練の内容

津波避難計画で想定する津波の高さ、津波到達予想時間等を確認し、津波の発生から終息までの時間経過に沿った具体的かつ実践的な訓練項目を設定します。

また、実施時期については、夜間、異なる季節等を設定し、それぞれの状況に応じて円滑な避難が可能となるよう避難体制を確立するものとします。

なお、訓練への参加者には訓練前に津波に関する啓発を行い、訓練終了後には参加者による検討会を開催します。検討会では、津波避難計画、訓練内容・方法等の検証に努め、津波避難計画の見直し、次の避難訓練に活かしていきます。

(3) 訓練の項目

津波防災訓練は、時間経過に沿って、以下に示す項目について津波避難訓練を実施します。

- ①要員参集訓練および本部運営訓練
- ②津波情報の収集・発令・伝達訓練
- ③津波を想定した避難訓練
- ④災害時要援護者、観光客等に対する避難誘導訓練
- ⑤炊き出し（給食・給水）訓練
- ※その他、図上訓練

(4) 自主防災組織等による津波避難訓練等の実施促進

津波発生時に迅速で円滑な避難を実施するためには、自主防災組織等がきわめて大きな役割を果たします。

市は、自主防災組織等に対して、地区の実状をふまえた避難時の約束事をきめ細かく決め、訓練等により検証し、津波避難計画を改善するなど、地域による自主的な津波避難訓練を実施し、地域防災力を強化していくことを促進します。

第 7 章 災害時要援護者の避難対策

7. 1 災害時要援護者避難支援計画

本市では、災害時の避難に支援を要する災害時要援護者（以下、要援護者）に対し、地域と行政、関係機関等が連携し、より迅速かつ的確な避難支援を図るため、「災害時要援護者避難支援計画」（平成 22 年 4 月）を策定しています。

災害時要援護者避難支援計画は、日南市地域防災計画に基づいて、要援護者に対して関係機関による支援体制の確立、避難支援実施のために必要な事項をまとめた具体的な行動計画です。また、要援護者ごとの避難行動要援護者避難支援計画（個別支援計画）を円滑に作成し、実効性を確保するための基本計画という位置づけもあります。

市、地域及び関係機関は、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に実施するため、災害時要援護者支援計画に定められた役割分担に基づき体制の整備等を進めていくことが求められています。

以下では、要援護者の避難支援に関わる事項を示します。

7. 2 情報伝達

市は多様な手段を活用して要援護者に対して避難準備情報等を提供します。聴覚障害者への情報伝達については、防災メールなどの災害情報配信サービスの活用を推進します。また、避難支援者や自主防災組織等に対しては、緊急避難場所・避難所情報の伝達、避難誘導の要請、安否確認等を行います。

避難支援者及び自主防災組織、自治会等は、市から避難準備情報等の防災情報の通知があった場合は、相互に連携して要援護者へ情報伝達を行います。

7. 3 避難誘導及び安否確認

（1）避難誘導

避難支援者、協力機関は、当該要援護者の避難が必要と判断した場合は、直ちに避難先（緊急避難場所、親戚宅等）への誘導にあたります。避難誘導にあたり避難支援者以外の者の支援が必要な場合は、状況に応じて自主防災組織等の協力機関又は対策班等に応援要請を行います。

避難支援者は、要援護者の避難が完了したときは、自主防災組織（自治会）の長に連絡します。

（2）安否確認

市、避難支援者、関係機関は、住民の生命、身体に被害を及ぼす規模の災害が発生した場合は、互いに協力して迅速かつ的確に要援護者の安否を確認します。

安否情報は、避難支援者及び関係機関が持つ連絡網等を最大限に活用して、可能な限り直接の連絡により迅速に安否を確認します。また、消息が不明な者については、速やかに消防機関及び警察等との連携を図り、捜索活動のための体制を整えます。

市は、避難支援者や関係機関による安否情報の集約や照会を一元的に対応するため、要配慮者対策班に安否情報窓口を設置します。対策班は、関係機関が把握した安否情報や避難所の避難者名簿等と照らし、避難の状況を把握しつつ、要援護者に係る問い合わせ等への対応を行います。

■表 7.1 安否に関する情報収集と照会対応のための電話番号

	番号	名称
電話番号	0 9 8 7 - 3 1 - 1 1 2 5	日南市役所 危機管理室
ファックス番号	0 9 8 7 - 2 3 - 1 8 1 5	

7. 4 避難支援者等の安全確保

避難支援者など関係者の安全を確保するため、要援護者を含めた地域全体で話し合ったうえで、そのルールや計画をつくり、周知するものとします。

【参考】避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援（H25 災害策基本法改正）

平成 25 年の災害対策基本法の改正では、東日本大震災の教訓もふまえ、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援が行えるよう以下に示すような内容が定められました。

- ①避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ②避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずること

第8章 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

市は、観光協会や事業者等と連携、協力し、観光客や海水浴客、釣り客等の地理不案内の外来者への避難対策を講じます。

8. 1 情報伝達

市は、観光施設、宿泊施設等の管理者に対して、利用客への情報伝達マニュアル（いつ、だれが、なにを、どのように伝達するか）を定めるよう指導します。

海水浴場など屋外にいる者に対しては、屋外拡声器、サイレン等により伝達します。そのため、海水浴場における監視所、海の家等に情報収集機器（ラジオ、戸別受信機）や情報伝達機器（拡声器、放送設備、サイレン）の配備を推進します。

なお、海水浴客や釣り客については津波情報を入手するためのラジオの携帯、釣り客には救命胴衣の着用等を働きかけます。

8. 2 施設管理者等による避難対策

海岸沿いの観光施設や宿泊施設、海水浴場は、原則として観光客等を津波緊急避難場所へ避難させる必要があります。

市は、施設管理者等に対して、本市が定める津波避難計画との整合性をとりながら、自らの施設における津波避難計画を定めるよう指導します。

8. 3 案内誘導標識等による避難誘導

市は、地理不案内の外来者が円滑に津波緊急避難場所に避難できるよう案内誘導標識の設置に努めます。

8. 4 津波啓発

市は、観光施設や宿泊施設、海岸沿いの釣具店等に対して、津波の危険性や津波に対する心得、津波緊急避難先を掲載した防災マップ、啓発用チラシを配布し、必要に応じて店内に掲示するよう要請します。

第9章 港湾・漁港等における避難対策

9. 1 係留船舶等の対策

港湾や漁港に停泊または係留中の船舶は、押し寄せる波によって陸上に打ち上げられ、引いていく波によって漂流・転覆し、場合によっては橋脚等の構造物を破損させるおそれもあります。

市は、こうした事態を防ぐため、港湾・漁港管理者に対して、漁業協同組合や船舶管理者と協議し、次のような措置を含む津波避難計画を策定するよう要請します。

- ①津波発生時の情報伝達
- ②平時における船舶係留の際の固縛強化（津波の来襲を覚知してから船舶等の係留強化をすることは困難であるため）
- ③港内において作業・荷役中の場合、船は放置して避難（船舶の港外避難、小型船の引き上げ等は、時間的余裕のある場合のみ行う）
- ④船舶管理者の意識啓発

9. 2 航行船舶の対策

市は、航行中の船舶は以下に示すような対応が求められることを、漁業協同組合や船舶管理者に対して啓発します。

- ①強い地震（震度4程度）を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避（水深の深い、広い海域）する。
- ②地震を感じなくても、津波警報・注意報が発表された場合は、すぐに港外に退避する。
- ③港外退避できない小型船は、直ちに着岸し、陸上退避を行う。
- ④正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- ⑤津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報・注意報が解除されるまで十分に注意する。